



第2部 基本構想

- 第1章 まちづくりの基本理念と将来像
- 第2章 基本目標と基本施策
- 第3章 計画の推進



第2部 基本構想

◆ 第1章 ◆ まちづくりの基本理念と将来像

1 まちづくりの基本理念

基本理念とは、今後の本町のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本的な考え方を示すものです。

本計画の基本理念を次のように掲げます。

- I 町民と行政との協働により 将来を創造するまちづくり
- II 自然と文化を愛で やさしさと思いやりのあるまちづくり
- III 地域の特性を活かした 活力と魅力のあるまちづくり

I 町民と行政との協働により 将来を創造するまちづくり

本町のまちづくりは、行政主体ではなく町民自らが考え実行しようとする気運が高まっています。行政は、地域の意見や町民の声を聴くとともに、情報公開を積極的におこなうことにより、町民との相互理解によるまちづくりを進めていくことが必要です。

小さな町だからこそ、町民、事業所、各種団体、行政が共通の課題と目標を持ち、それを解決していくために、町民と行政が一体となって、将来を見据えた魅力溢れるまちづくりを創造します。

II 自然と文化を愛で やさしさと思いやりのあるまちづくり

本町の自然環境は、奥武蔵の里山の風情が息づいています。四季折々の花、梅・ゆず香る豊かな恵み、家族で楽しむレジャーなど癒やしの要素を備え、歴史と文化が相まって、人の心を豊かにしてきました。

この自然と文化に抱かれたなかで、健康づくりが実践できる、安心して子育てができる、ハイキングやスポーツを楽しむことができるなど、だれもが健康・医療・福祉を享受できるやさしさと思いやりのあるまちづくりを推進します。

Ⅲ 地域の特性を活かした 活力と魅力のあるまちづくり

本町は、首都50km圏にあり、高速道路や鉄道路線により東京まで約1時間と交通利便性に恵まれ、調和のとれた豊かな環境のなかにあります。

この恵まれた地域特性を活かし、農林業と商工業をバランス良く振興することにより、調和のとれた土地利用を図るとともに、人々が行き交い、ふれあい、安心して暮らせる住環境を整備し、新たな交流が生まれる活気のある持続可能なまちづくりを推進します。

2 まちづくりの将来像

将来像とは、これから目指すべき町の姿を示すものです。

本計画における将来像は次のとおりです。

みどりとせせらぎのまち 越生 ～笑顔と活気に満ち 夢が広がるまちづくり～

早春を告げる梅のかおりから、サクラ、ヤマブキ、ツツジ、アジサイなど四季折々の花々が咲き誇る花のまち越生には、夏を告げる越生まつり、秋の実りに感謝する獅子舞などの祭りが継承され、良き伝統と文化が息づいています。

これら本町の貴重な自然・文化・祭りなどを、後世に継承し活かしていくためには、単に守るだけではなく、自然とまちとが、また、新しいものと古いものとが、調和したまちづくりを進めていかなければなりません。

そのためには、すべての町民が輪となりともに助け合い、地域を形成する主体となって、「自分たちのまちは、自分たちで良くしていく」という創意・工夫・実行力を結集することが不可欠です。

すべての町民の笑顔が輝くまちを目指して、活力あるまちづくりを進めていきます。



第2部 基本構想

◆ 第2章 ◆ 基本目標と基本施策

1 基本目標

基本目標とは、「理念」を踏まえ「将来像」を実現するための取組に対する考え方や方向性を示すものです。

本計画では、次の6つの基本目標を掲げます。

理念	将来像	基本目標	基本施策
I 町民と行政との協働により 将来を創造するまちづくり II 自然と文化を愛で やさしさと思いやりのあるまちづくり III 地域の特性を活かした 活力と魅力のあるまちづくり	みどりとせせらぎのまち 越生 ～笑顔と活気に満ち 夢が広がるまちづくり～	1 新たなつながりが 生まれるまち	(1) 魅力ある観光の振興 (2) コミュニティ活動の推進 (3) 移住・定住の促進 (4) シティプロモーションの推進 (5) 地域・国際交流の推進
		2 健康で心豊かに 安心して暮らせるまち	(1) 健康づくりの推進 (2) 地域医療体制の充実 (3) 高齢者福祉の充実 (4) 子育て支援の充実 (5) 障がい者福祉の充実 (6) 国民健康保険・国民年金の適正な運営 (7) 消費者対策の推進 (8) 町営樹木葬墓苑の適正な運営管理
		3 安全・安心で 快適なまち	(1) 土地利用計画の推進 (2) 住環境の整備 (3) 道路・水路の整備 (4) 交通体系の整備 (5) 交通安全対策の推進 (6) 上下水道の整備 (7) 自然環境の保全対策の推進 (8) ごみ処理対策の推進 (9) し尿・雑排水処理対策の推進 (10) 消防・防災・防犯対策の推進
		4 魅力ある資源を 活かすまち	(1) 農業の振興 (2) 林業の振興 (3) 工業の振興 (4) 商業の振興
		5 人を活かし 人が生きるまち	(1) 学校教育の充実 (2) 生涯学習の推進 (3) 郷土文化の振興と伝承 (4) ボランティアの育成・確保 (5) 人権教育の推進 (6) 男女共同参画社会の確立
		6 ともに創るまち	(1) 町民と行政との協働の推進 (2) 情報公開と広報・広聴活動の推進

2 基本目標と基本施策の方向性

基本目標1 新たなつながりが生まれるまち

まちのにぎわいや活気は、さまざまな人が行き交い、ふれあい、新たな交流がはじまることにより生み出されます。

そのため、自治会やさまざまな団体の活動などを支援し、地域コミュニティの活性化に努めます。また、新たに転入してきた人々を温かく迎え入れる体制づくりや観光で訪れた人々が、もう一度訪れたくなるような、「おもてなし」の心を育む取組を進めます。

さらに、地域間の交流を行政や町民、関係団体などが一体となって展開し、相互理解と友好を深める取組を進めます。これらの交流を促進していくために、本町のさまざまな魅力を広く発信し、観光資源の開発や積極的な情報発信、観光客の受入体制の整備などに努め、新たな交流の創出を図ります。

基本施策

(1) 魅力ある観光の振興

- 町民とともに気軽に安心して訪れていただける観光のまちづくりを、観光協会とともに、企業や関係団体などと連携を図り推進します。
- 観光資源の磨き上げをおこない、観光地としてのイメージアップを図ります。
- 越生梅林や黒山三滝などについては、「越生町新観光整備計画」に基づき計画的に整備を進めます。
- 積極的にハイカーの集客に努め、ハイキング道の整備をおこなうなどハイキングのまちづくりを推進します。
- 観光協会と連携し、ホームページなどデジタルコンテンツ¹¹を有効に活用し、広く観光地としての魅力を発信します。
- うめその梅の駅¹²などの施設を活用し、サイクリストの招致を図ります。

¹¹ デジタルコンテンツ：デジタルデータ化された情報のこと。

¹² うめその梅の駅：越生自然休養村センターの愛称。



第2部 基本構想

(2) コミュニティ活動の推進

- 自治会の活動や地域住民が自主的に開催する活動を支援し、地域の連帯感を高め、支え合う体制づくりを進めます。
- 高齢者と子育て世代や子どもたちが楽しく交流を持てる機会を設け、世代間を超えたコミュニティの形成に努めます。
- コミュニティ活動や地域づくり活動などを通じて、お互いが顔見知りになり、世代間であいさつが自然に言えるなごやかなまちづくりを目指します。
- 地域おこし協力隊¹³制度の活用を推進し、地域協働のまちづくりを進めます。

(3) 移住・定住の促進

- 移住に関する情報を積極的に発信し、相談体制の充実を図ります。
- 空き家バンク制度の活用を進め、移住者が暮らすための支援をおこないます。
- 結婚に向けた情報や出会いの場などの提供を支援し、定住に結びつく機会づくりの拡大に努めます。
- 結婚した夫婦に対して新たな生活を始めるための支援をおこない定住の促進に努めます。

(4) シティプロモーションの推進

- 多くの皆さんに豊かな自然環境や祭り、多彩な子育て支援策などの町の魅力を知ってもらえるよう、広く情報を発信し、シティプロモーション¹⁴の強化に努めます。
- 町民が町の自然や歴史、文化などに愛着や誇りを持ち、住み続けたいと思えるまちづくりを進め、シビックプライド¹⁵の醸成を図ります。

(5) 地域・国際交流の推進

- 県内外の市区町村や近隣の大学などと観光や文化、教育などといった多様な分野での交流を進めます。
- 町の魅力を発信するため、外国人留学生や研修生との交流の機会を設けるなど、国際交流を推進します。

¹³ 地域おこし協力隊：町が都市地域からの移住者を地域おこし協力隊として任命し、農林業への従事や地域の魅力PR、お祭り・イベントの運営などさまざまな地域協力活動をおこないながら定住・定着を図る取組。

¹⁴ シティプロモーション：地方自治体がおこなう「宣伝・広報・営業活動」のことで、地域のイメージ向上やブランドを確立することにより地域活性化を目指す取組。

¹⁵ シビックプライド：町に対する住民の誇りのことで、地域への愛着を示すだけではなく自分自身が関わりを持って地域を良くしようとする当事者意識をとまうもの。

基本目標2 健康で心豊かに安心して暮らせるまち

本町では、65歳以上の高齢者が3割を超え、また、少子化も顕著となっています。すべての町民が健康で安心した生活を営んでいくためには、少子・高齢化対策など各年齢層の保健・福祉事業を並行して実施していくことが必要です。

社会保障の充実を図り、だれもが健康で心豊かに安心して暮らせるまちづくりを目指します。

基本施策

(1) 健康づくりの推進

- 「自分の健康は、自分でつくる」を基本とし、町民が主体的に健康づくりを実践できる機会を提供します。
- 健康づくり協力員をはじめとした地域での健康づくり活動を支援します。
- 生活習慣病などの疾病予防・重症化予防やフレイル¹⁶予防などを推進し、健康寿命の延伸に取り組みます。
- だれも自殺に追い込まれることのない「生き心地のよいまち」の実現を目指して、全庁的な連携のもと生きることの包括的な支援に取り組みます。

(2) 地域医療体制の充実

- 町民がいつでも適切な医療サービスを受けられるよう、入間地区医師会が越生町及び毛呂山町内において実施する在宅当番医制事業¹⁷や坂戸飯能地区病院群輪番制¹⁸の地域医療体制の充実に努めます。
- 救急搬送にあたっては、西入間広域消防組合が医療機関と連携し、迅速かつ適切に対応します。
- 新型コロナウイルス感染症などの感染症対策は、関係機関との連携を強化し、感染症の予防、拡大防止に努めます。

¹⁶ フレイル：健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。

¹⁷ 在宅当番医制事業：初期救急医療の確保を目的として、祝日、年末年始の医療業務を入間地区医師会のうち毛呂山町・越生町の医療機関が当番制でおこなう制度。

¹⁸ 坂戸飯能地区病院群輪番制：越生町を含む坂戸・飯能地区の住民の休日、夜間における入院治療を要する程度の重症患者の医療を確保するため、地区医師会が輪番制方式により実施する入院患者受入体制。



第2部 基本構想

(3) 高齢者福祉の充実

- 後期高齢者医療制度や介護保険制度の円滑な運営に努めるとともに、介護予防事業の充実を図り、高齢者の在宅福祉などの生活支援を強化します。
- シルバー人材センターと連携して、高齢者がいきいきと活動できる生きがいづくりを進めます。
- 高齢者の知識や経験、技能を活かし、子育てなどを通じた若い世代と交流する機会を設け、高齢者が生きがいを持って十分に活躍できるような環境づくりに努めます。
- 社会福祉協議会における高齢者福祉事業の充実を図るとともに、ボランティアの支援を得ながら地域福祉を推進します。

(4) 子育て支援の充実

- こども家庭センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない包括的な支援をおこないます。
- 「越生町こども計画」に基づき、地域や世代交流を促し、安心してこどもを産み、子育ての喜びを感じることでできる環境を整え、将来を担うこどもたちの健全な育成を推進します。

(5) 障がい者福祉の充実

- 公共施設を安全・安心に利用できるよう、計画的にバリアフリー¹⁹の整備をおこなうなど施設の改善に努めます。
- 「越生町障がい福祉総合計画」に基づき、「障害者総合支援法²⁰」による地域生活支援事業の実施など、ボランティアの支援を得ながら、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、障がい者福祉の充実に努めます。

(6) 国民健康保険・国民年金の適正な運営

- 「国民健康保険事業運営方針」に基づき、医療費の適正化や特定健康診査などの保健事業を展開するとともに、財政運営の責任主体である県と共同で国民健康保険の安定的な運営を図ります。
- 高齢者の社会保障制度の根幹となる国民年金制度を特に若年層に対して制度の周知を図り、老後も安心して暮らせるまちづくりに努めます。

¹⁹ バリアフリー：高齢者や障がいのある方などが社会生活をするうえで支障となる物理的、精神的な障壁を取り除くこと。

²⁰ 障害総合支援法：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略。

(7) 消費者対策の推進

- 消費生活に関する制度の周知・啓発に努めます。
- 消費生活相談を開催し、苦情の相談や情報提供などをおこないます。

(8) 町営樹木葬墓苑の適正な運営管理

- 町民などの公共的な福利厚生の利用に供するため町営樹木葬墓苑を推進し、計画的な運営管理と適切な維持管理に努めます。



第2部 基本構想

基本目標3 安全・安心で快適なまち

本町の豊かな自然と調和した、住農工が混在しない適正な土地利用を図り、機能的かつ効率的な道路・水路の整備を体系的に進めていくことが重要です。

また、魅力的な市街地づくりに向けて、越生町立地適正化計画に基づき都市機能の充実、集約化を図るとともに生活しやすいまちづくりを進めます。

さらに、安全に安心して暮らすことができる環境を整備するために交通安全対策、防犯対策、防災体制を強化するとともに、自主防災組織の育成を推進します。

基本施策

(1) 土地利用計画の推進

- 本町の限られた土地を有効活用するために、「国土利用計画法」、「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」などの関連法令の規制に基づき、適正かつ計画的な土地利用を推進します。
- 豊かなみどりを保全しつつ、住農工の混在などのスプロール²¹化を防止するために適正なゾーニング²²をおこない、自然景観と調和したまちづくりを進めます。
- 都市機能の充実や地域をつなぐ交通ネットワークの整備を進め、効率的で活力のあるコンパクトシティの形成を目指します。

(2) 住環境の整備

- 主要地方道飯能寄居線沿道の既成市街地は、生活道路・水路を計画的に改修・整備します。
- 「越生町環境保全条例」に基づき指定された景観樹木を良好なみどりの景観として保全に努めるなど、生活環境の向上を図ります。
- 越生東地区、上野東地区及び春日地区の土地区画整理事業により施行した区域は、緑化も含めた良好な住環境が整備されているため、引き続き保全に努めます。
- 管理不全となった危険性の高い空き家などの解消に努めます。

(3) 道路・水路の整備

- 町道や橋梁は、計画的に新設、改良、補修などをおこない、安全性と利便性の

²¹ スプロール化：都市等が無秩序に拡大していく現象のこと。

²² ゾーニング：区分すること。各地域を用途別に区分すること。

向上に努めます。

- 生活環境の向上を図るため、道路・水路の整備は、優先順位などを考慮し計画的に実施します。
- 広域道路の新川越越生線については、関係市町と連携し、早期実現を図ります。

(4) 交通体系の整備

- 高齢者や自動車運転免許証返納者などの交通手段確保に対して支援をおこないます。
- 公共交通機関の機能が確保できるよう、関係事業者と連携しながら利用者の確保と利便性の向上に努めます。

(5) 交通安全対策の推進

- 歩道部分の拡幅や交差点改良、カーブミラーの設置や道路照明のLED化など、地域からの要望を踏まえ、計画的に整備をおこないます。
- こどもたちの安全教育など、交通安全思想の普及・啓発に努めます。

(6) 上下水道の整備

- 上水道は、老朽化した浄水場の早期更新と、石綿管や老朽管を計画的に耐震管へ布設替えするための工事を進め、より安全安心な水道水の安定供給を図ります。
- 下水道は、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合と連携して計画的な整備を推進し、全町的な河川などの水質浄化の取組を進め、生活環境の向上を図ります。
- 越辺川上流の梅園地域を中心として整備した農業集落排水施設は、計画的に改良、補修をおこない、河川や農業用水の水質保全に努めます。

(7) 自然環境の保全対策の推進

- 町民・事業所・行政との連携により、ダイオキシン対策や水質汚濁防止対策、公害防止パトロールなどを実施します。
- 役場庁舎などでは、「おごせエコオフィス実行計画」に基づいた節電・節水などの省エネルギー対策を積極的に進めます。
- 町民・事業所の協力を得て、ごみゼロ運動や越辺川の河川清掃など、地域ぐるみの環境美化運動を促進し、自然と調和した快適なまちづくりを目指します。

(8) ごみ処理対策の推進

- 埼玉西部環境保全組合と連携して、可燃ごみについては鳩山町の埼玉西部ク



第2部 基本構想

リーンセンターで適正に焼却処理し、資源・不燃ごみについては、毛呂山町の川角リサイクルプラザで分別するなど、リサイクルを推進します。

- 町民・事業所・行政が協力し、可燃ごみの減量化や資源のリサイクルをさらに推進し、効率的なごみ処理を実施します。
- 各地区や地域づくり団体などが実施している集団資源回収事業やエコ教育に対して支援するとともに、町民の協力を得ながら環境への負荷が少ない循環型のまちづくりを進めます。

(9) し尿・雑排水処理対策の推進

- 坂戸地区衛生組合と連携して、し尿などの適正な処理ができるように安定した施設の維持管理を進めます。
- 合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、市街化区域については公共下水道事業を計画的に進め、河川の水質保全を図ります。
- 「越生町生活排水処理基本計画」に基づき、快適な生活環境を確保するため公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水を適正に処理することで良好な水環境の保全に努めます。

(10) 消防・防災・防犯対策の推進

- 消防団及び消防支援隊の活動時の安全確保と施設などの計画的な整備に努め、災害対応力の強化を図ります。
- 各地区の自主防災組織の育成を推進し、防災意識の向上や災害に備えた施設の整備に努め、災害に備えた体制づくりを進めます。
- 「越生町地域防災計画」に基づき、防災体制を強化するとともに、災害ハザードマップ²³を作成し全世帯に配布するなど、町民の防災意識の高揚を図ります。
- 災害時の拠点である役場庁舎の機能強化に努めます。
- ボランティアによる防犯パトロールなどの協力や、町職員による青色灯車によるパトロールを定期的におこない、犯罪の未然防止に努めます。
- 関係機関との連携を強化し、空き巣や巧妙な振り込め詐欺などの被害の未然防止に努めます。
- 防犯灯の新設と維持管理を計画的におこない、夜間における町民の安全な通行と防犯に努めます。
- 地域と関係機関が連携を強化し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

²³ 災害ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、被害範囲や避難場所などが記されている地図。

基本目標4 魅力ある資源を活かすまち

本町は、県内でも有数の梅・ゆずの生産地であり、特産果樹のブランド化と6次産業²⁴化を推進しています。

今後は担い手の確保として、農業後継者を育成し、農地流動化を図ります。また、観光農業などの都市農村交流に向けた施策の展開を進めます。

町の7割を占める山林は良質なスギ・ヒノキの産地であり、地場産木材の西川材として活用されています。森林の持つ癒し効果にも着目し、今後活用していきます。

商工業では、商工会と連携し、おごせブランドを活かした商工業振興策を進めます。

基本施策

(1) 農業の振興

- J A直売所やうめその梅の駅などで露地野菜などの販売を促進します。
- ほ場整備がおこなわれた区域については、稲作などの農業生産基盤を確保するため貴重な優良農地として保全します。
- 農地の荒廃を防ぎ、流動化を促進するとともに新規就農者への支援と担い手の確保・育成に努めます。
- 梅・ゆずなどの果樹について、ブランド力の向上を図ります。
- 6次産業化を推進するとともに、生産の安定化と品質の向上を図り、新商品の研究・開発を支援します。
- 中山間地域²⁵の特性を活かし、観光農業としての振興のほか、体験農業として都市との交流の拡大を図ります。

(2) 林業の振興

- 林道整備を計画的におこない、木材の搬出及び造林の効率化による林業経営の安定化を図ります。
- 間伐を促進し、森林の荒廃防止を図ります。
- 越生ふれあいの里山²⁶及びその周辺を越生町森林整備計画に基づき保健・レクリエーション機能森林²⁷に位置づけ、計画的に整備を進めます。

²⁴ 6次産業：農業（1次産業）者自らが生産した農産物を使い加工や食品製造（2次産業）、流通・販売（3次産業）などすべてをおこなう経営多角化の取組。1次×2次×3次で6次産業と呼ばれている。

²⁵ 中山間地域：一般的には、平地の周辺部から山間地に至るまとまった平坦な耕地の少ない地域。

²⁶ 越生ふれあいの里山：森林と人との共生林として埼玉県と町が整備を進めている上野西山の107haの森林。

²⁷ 保健・レクリエーション機能森林：自然とのふれあいの場として憩いと学びの場を提供し、必要に応じて保健活動に適した整備がされている森林。



第2部 基本構想

(3) 工業の振興

- 地場産業である木工・建具の「おごせブランド製品」の創出を促進します。
- 町内の中小企業については、町の小規模工事などの登録を促進するとともに、商工会と連携して中小企業の経営の安定化を図ります。
- 県などの関係機関との連携を強化し、企業情報の収集に努めるとともに、企業誘致優遇制度を活用して引き続き積極的な誘致活動をおこないます。

(4) 商業の振興

- 商工会や既存商店の協力により町全体で来町者への歓迎ムードを創出し、商業のイメージアップに努めます。
- 既存商店の近代化などについて、国や県などの補助制度や融資制度を活用するなど、商工会と連携して魅力のある商店経営を支援します。
- 多様な働き方への対応と地域経済の発展を図るため、町内への新たなサテライトオフィスの開設を支援します。

基本目標5 人を活かし人が活きるまち

本町では、文化・スポーツ活動などの生涯学習事業の実施や祭りなど伝統行事の継承を支援し、まちづくりや地域づくりに参加しやすい環境づくりに努めています。

また、本町も少子化が進み、家庭・学校・地域との連携により、こどもたちを支え教育を支えるという構造が必要となっています。

こどもたちの登下校時の安全対策は、地域ボランティアの支援があり、さらに、夕方から夜間には、駅前防犯パトロール隊により駅前や公園の安全確保が図られ、声かけ運動もおこなわれています。

今後は、こどもたちに国際的な力を身に付けさせるなど、多様な学習環境の整備に努めるとともに、これらの活動を通じて、教育の基本的な部分やコミュニティの育成を支援し、人を活かし人が活きるまちづくりを目指していきます。

基本施策

(1) 学校教育の充実

- 豊かな人間性とこどもたち一人ひとりの個性・能力を尊重し、「Society5.0」時代の到来を考慮した充実した教育環境づくりを進めます。
- コミュニティ・スクール²⁸を充実させ、学校と家庭、地域社会との連携を深め、町民ボランティア組織などの協力を得ながら、安心・安全な教育環境の向上を図ります。
- 地域に根ざした学校づくりを推進し、こどもたち一人ひとりが自ら学び自ら考える力の育成に努めます。
- 特色を活かした「教育のまち越生」にふさわしい施策を展開します。

(2) 生涯学習の推進

- 町民のだれもが生涯にわたって学び続け、健康で生きがいのある人生を送れるよう、それぞれのライフスタイルにあった文化活動やスポーツ・レクリエーション活動に気軽に参加できる環境を整備します。
- 「越生町教育振興基本計画」に基づき、町民一人ひとりの年齢や興味、体力などにより、自らが学習課題を持ち学び続け、学んだ成果を地域活動などに活かしていける機会の提供に努めます。

²⁸ コミュニティ・スクール：保護者や地域のニーズを反映させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する形態の学校のこと。



第2部 基本構想

- 町民の生涯学習活動を支えるため、社会教育施設・社会体育施設の適正な管理と効率的な運営に努めます。

(3) 郷土文化の振興と伝承

- 豊かな自然環境のなかで育まれてきた歴史文化遺産や天然記念物の保護活動に努めます。
- 郷土の誇れる文化遺産である伝統行事や民俗芸能が、次世代のこどもたちに継承されるように支援していきます。

(4) ボランティアの育成・確保

- 福祉ボランティアや地域ボランティア、地域におけるスポーツ・文化団体、道路の草刈りや空き缶拾いなど、まちづくりに必要なボランティア団体を支援するとともに新たなボランティアの育成・確保に努めます。

(5) 人権教育の推進

- 一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るい社会を実現するため「人権教育啓発推進法²⁹⁾」、「障害者差別解消法³⁰⁾」、「ヘイトスピーチ解消法³¹⁾」及び「部落差別解消法³²⁾」に基づき、啓発活動や研修活動の充実に努めます。
- LGBT³³⁾やインターネット上での差別など、多様化する人権問題に対応するため、情報を幅広く収集し、啓発活動の充実に努めます。

(6) 男女共同参画社会の確立

- 「男女共同参画プラン」を策定し、行政関連組織などには女性の登用・参画を積極的に進めます。
- 「越生町男女共生推進会議」などを通じて、町民の意見・要望を聴取しながら、女性団体の育成・支援や女性委員の登用など、男女共同参画社会の実現を目指します。

²⁹⁾ 人権教育啓発推進法：「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の略。

³⁰⁾ 障害者差別解消法：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略。

³¹⁾ ヘイトスピーチ解消法：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の略。

³²⁾ 部落差別解消法：「部落差別の解消の推進に関する法律」の略

³³⁾ LGBT：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に診断された性と自称する性の不一致）の頭文字をとった総称のこと。

基本目標6 ともに創るまち

本町のまちづくりは、行政主体ではなく町民自らが考え実行しようとする気運が高まっています。行政も絶えず町民の目線に立ち、町民の声を聴くとともに、情報公開を積極的におこなうことにより、町民との相互理解によるまちづくりを進めていくことが必要です。

小さな町だからこそ、町民、事業所、行政が共通の課題と目標を持ち、自助・共助・公助が連携することで、将来を見据えた魅力溢れるまちづくりを創造します。

基本施策

(1) 町民と行政との協働の推進

- 町民と行政がともに考え、一体となって効果的な事業を進めていきます。
- 町民と行政が対等な立場でそれぞれが責任を持ち、相互理解のもと、協働によるまちづくりを推進します。
- まちづくりなどに関連する主要な施策は、計画の段階から町民が参画する機会を広げます。
- 小さな町だからこそできる活力と魅力に溢れたまちづくりを、町民とともに進めます。

(2) 情報公開と広報・広聴活動の推進

- 「広報おごせ」やホームページの一層の内容充実に努めます。
- 町長への提案や各種アンケート調査の実施により行政に関する住民ニーズを把握し、町政運営に反映させます。
- 即時性の高い情報は、さまざまな媒体を活用して積極的に発信します。
- 町の財政状況などの行政情報を積極的に公開します。



第2部 基本構想

総論

基本構想

後期基本計画

資料

第2章 基本目標と基本施策

3 まちづくりの基本指標

(1) 将来目標人口

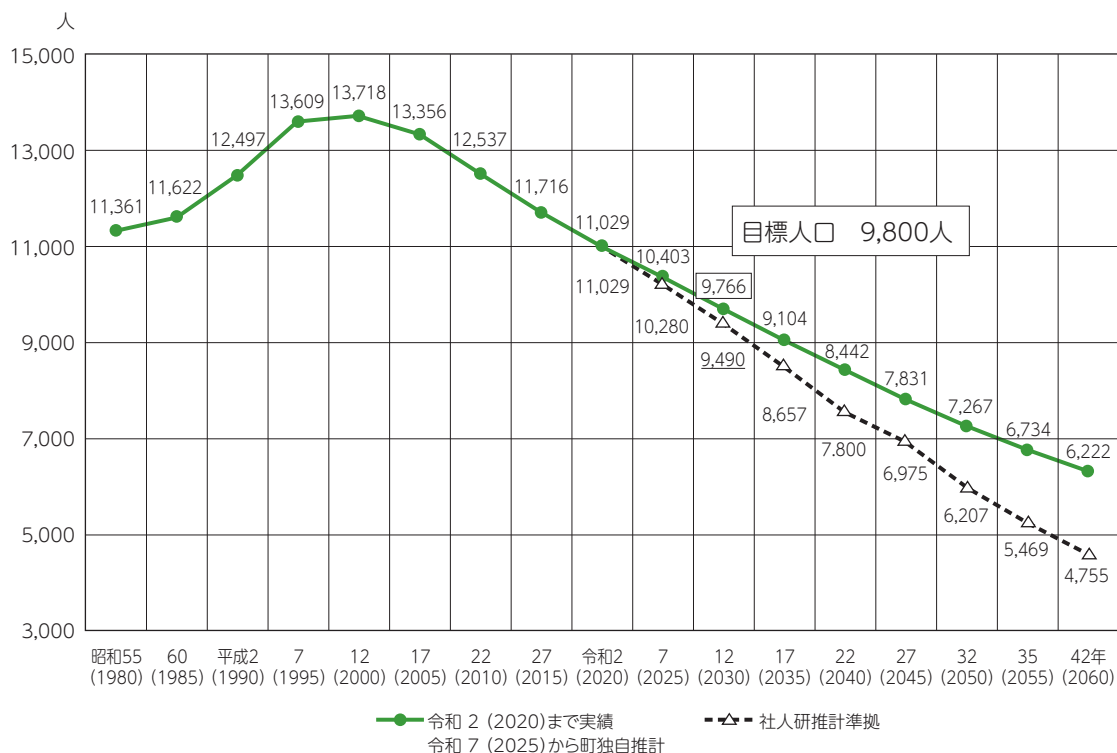
本町の総人口は、国勢調査によると平成12（2000）年まで増加し続けていましたが、以降は減少に転じ、令和2（2020）年では11,029人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所が令和5（2023）年に公表した将来推計人口によると、本町の人口は令和22（2040）年には7,800人、令和42（2060）年には4,755人になると予想されています。

このようななか、人口減少に歯止めをかけ、高齢者が生きがいをもち、若者が安心して子育てができる環境を整えるため、別に「越生町人口ビジョン」、「越生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本町への移住・定住を促進するとともに魅力あるまちづくりをおこなっています。「越生町人口ビジョン」では、人口の将来展望を令和22（2040）年には8,500人、令和42（2060）年には6,200人としており、本計画の終期にあたる令和12（2030）年は9,766人と推計しています。

このことから、令和12（2030）年における越生町の総人口の目標は9,800人と定めます。

令和12(2030)年 目標人口 9,800人



4 土地利用の基本方針

本町は、首都50km圏にありながら約7割が山林で豊かなみどりに恵まれています。この貴重な財産と限られた土地を有効的に利用するためには、将来性を見据えた適正なゾーニングが重要です。「自然と調和」、「安全と安心」、「機能と体系」を重視したまちづくりを進めるため、土地利用の基本方針を次のように定めます。また、「越生町都市計画マスタープラン」を別に定め、土地利用の適正化を推進します。

(1) 住宅系ゾーン・住宅利用促進ゾーン

道路・水路・街路灯などの生活基盤整備を計画的におこない、防災・防犯上の安全性や生活の利便性の向上を図るとともに、緑化や建物の色彩などに配慮し、自然景観と調和した快適で安全な住宅地の形成に努めます。

また、土地区画整理事業や住宅開発などにより整備された地域は、既存施設を適正に管理し、質の高い住宅地として保全に努めるとともに、低未利用地の有効利用を促進します。

(2) 商業系ゾーン

越生駅・武州唐沢駅周辺地域は、都市機能を集積する拠点として安全性と利便性の高い環境整備を進めます。また、需要に対応した必要な用地確保に努め、商業などの都市機能増進施設の立地を促進します。

主要地方道飯能寄居線沿道は、既存の商業施設の魅力を活かしながら、周辺の土地利用と調和の取れた賑わいのある市街地の形成を推進します。

(3) 工業系ゾーン

主要地方道飯能寄居線沿道及び土地区画整理事業により整備された工業地域は、引き続き良好な工業地として周辺環境に配慮した整備を計画的におこない、機能確保に努めます。

また、主要地方道飯能寄居線バイパスの良好な交通利便性を活用し、新たな産業用地の創出に努めます。

(4) 農業系ゾーン

農業用水路などの農業施設の整備改修を計画的におこなうとともに、農地の集約化を推進し、遊休農地の解消と農業経営基盤の充実を図ります。

越生梅林周辺地域は梅の生産地として、中山間地域はゆずの生産地として、町の特産品を支える農地であることから、引き続き保全に努めるとともに観光農業としての



第2部 基本構想

土地利用を促進します。

(5) 森林系ゾーン

計画的に林道の補修・整備をおこない、適切な間伐を推進することで、西川材の産地としての森林を保全します。

また、森林の持つ水源かん養³⁴機能を確保し、みどり豊かな景観の形成に努めます。

(6) 観光交流ゾーン・レクリエーションゾーン

恵まれた自然環境や歴史的文化財、越生梅林や黒山三滝など、観光資源を有効的に活用する整備を計画的に進め、観光のまちとしての機能充実を図ります。

また、ゴルフ場などのレクリエーション施設を含めて、周辺環境と調和のとれた土地利用を推進し、交流・関係人口の創出に努めます。

(7) 土地利用活性化推進ゾーン

主要地方道飯能寄居線バイパス沿道は、良好な交通利便性を活かし、日常の生活利便施設や商業施設、産業振興に資する工業・流通施設などの複合的な土地利用を推進し、沿道の活性化を図ります。

大谷地区は、静かな自然環境を活かした先端技術産業や研究施設などの新産業地の創出に努め、有効な土地利用に努めます。

古池地区及び上野地区は、宿泊・温泉施設との連携による活性化を推進する地域として、町民や訪れた方が交流する活力と魅力ある土地利用を推進します。

³⁴ 水源かん養：森林の土壌が雨水等を貯留し河川へ流れ込む水の量を平準化し、洪水を緩和するとともに河川の流量を安定させる機能。また、雨水等が土壌を通過することによる水質浄化の機能。





◆ 第3章 ◆ 計画の推進

町では、これまで行政分野における事務事業の見直しや行政事務のシステム化・効率化、職員の能力開発などに積極的に取り組み、地方分権時代に対応した行財政改革を推進してきました。今後も社会経済情勢の変化や厳しさを増す財政状況を踏まえ、限りある財源を効率的に運用し、町民が満足できる持続的な行政サービスの提供が必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症が与えた地域経済への影響は今後も続くことが予想され、感染症対策と経済活動を両立した取組が必要となっています。

これからの社会は、新型コロナウイルス感染症の存在を前提とした「新しい生活様式」への変革が求められており、町としても「ウィズコロナ」の考え方を踏まえて施策を展開する必要がある、コロナ禍を契機として将来にわたってさまざまな変化に柔軟に対応できる持続可能なまちづくりを推進していきます。

1 行財政の効率的運営

- 新たな時代の行政を取り巻く環境の変容に柔軟に対応できる簡素で効率的な組織を構築し、政策能力の向上に取り組みます。
- あらゆる行政分野における事務・事業の見直しや行政事務のシステム化・効率化、職員の能力開発に積極的に取り組みます。
- 予算・決算などの財政状況は、積極的に情報を公開し、健全な財政運営に努めます。
- 町税の適正な課税と公平な徴収を徹底し、収納率の向上に努めます。
- ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保に努めます。
- マイナンバー³⁵カードの普及に努め、情報技術を活用した行政手続きのデジタル化に取り組みます。
- 情報セキュリティ³⁶対策の向上のため、庁内体制と基盤の整備を進めます。
- 持続可能な公共施設（役場庁舎、公民館、道路・橋梁、学校など）を目指して、各施設の現状分析と評価をおこない、町民の意見を聴取しながら、施設の更新、改修、集約、転用、廃止などさまざまな視点から施設の有効活用について検討します。

³⁵ マイナンバー：住民票を有するすべての人（外国人を含む）が持つ12桁の番号で、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用される。

³⁶ 情報セキュリティ：情報の「機密性（情報にアクセスできる人の制限）」、「完全性（情報の欠損の防止）」、「可用性（情報が必要な時に問題なく使える状態）」を確保し、情報をあらゆる脅威から守るための仕組み。

2 人口減少対策と地方創生の推進

- 「越生町人口ビジョン」を別に定め、長期的な人口推移が与える影響を分析し、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示します。
- 本計画のうち、人口減少対策に係る施策に特化した「越生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を別に定め、将来展望の実現に向けた効果的な施策を集中的に推進します。

3 広域行政・広域連携の推進

- 消防・救急、ごみ処理、し尿処理、火葬、下水道については、近隣市町との共同処理が可能なため一部事務組合を組織し、スケールメリット³⁷を活かした経費削減と効率的な運営に努めます。
- まちづくり協議会として、川越市を中心に7つの市町（越生町・川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・川島町・毛呂山町・鳩山町）で川越都市圏まちづくり協議会（レインボー協議会）を組織し、防災上の協定や観光客誘致のほか公共施設の相互利用など、広域的な取組をおこないます。

³⁷ スケールメリット：規模を大きくすることで得られる効果、利点。

